

高等学校等就学支援金 2023年4月～6月分

申請意思確認及び提出書類チェックシート

※ オンライン申請できない方（紙での申請の方）のみ提出

受験番号	生徒氏名	保護者氏名	日中連絡が取れる連絡先
			— —

記入上のお願
・別紙の「記入例」を参照の上、確認番号に沿って記入してください。
・保護者等による代筆も可能です。

確認1 申請意志確認

高等学校等就学支援金を申請しますか？（下のいずれかの □ に レ を入れてください。）

☐ 申請します。

☐ 申請しません。

※この用紙のみ同封の封筒に入れて提出してください。

確認2 提出書類チェック

提出書類をチェックしてください。

【提出書類】

ア 親権者2名(両親)は2名分

イ 親権者が1名の場合は、その1名分

ウ 親権者がいない場合は、未成年後見人全員分

エ ア～ウ以外の場合は、主たる生計維持者分

【提出書類】

申請意思確認及び提出書類チェックシート(本書)

記入はここまでです。事務室に提出してください。

受講料の返金はありません。

① ☐ 申請意思確認及び提出書類チェックシート
(本書 全員提出)

② ☐ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

③ ☐ 個人番号カード等(写)貼付台紙

④ ☐ 令和4年度 住民税(非)課税証明書<原本>
(市町村役場発行)

※「④課税証明書」に調整控除の額の記載がない場合、ほかに「補足様式」が必要となります。

※令和4年1月1日現在、生活保護(生活扶助)を受給している世帯は、下記⑥を提出してください。

主たる生計維持者1名分の場合は⑤を追加

⑤ ☐ 生徒の健康保険証(写し)

昨年令和4(2022)年1.1 現在 生活保護(生活扶助)を受給している世帯

⑥ ☐ 生活保護受給証明書<原本>
(福祉事務所発行)

⑦ ☐ 口座振込依頼書

⑧ ☐ マイナンバーを提出する方の運転免許証・パスポート等の顔写真付き証明書のコピー

いずれか1つを選択③か④または⑥

個人番号(マイナンバー)提出の場合は、③を☑

個人番号(マイナンバー)以外の場合は④を☑してください。

保護者(親権者)がいない生徒の生計を維持している「主たる生計維持者」の書類を提出する場合は、上記③か④のほかに扶養関係の確認のために、生徒の健康保険証の写しを提出 ※親権者および未成年後見人の方の提出は不要です。

⑥を提出する場合、上記③④の所得確認に関する書類の提出は不要です。

生活扶助以外(医療扶助、教育扶助等)のみ受給している場合は、③または④を提出してください。

確認3 その他の確認事項

- ◆ 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請や添付書類の提出が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給を受けることができず、納入済みの受講料を返金できませんので、ご注意ください。
なお、税の未申告により税額が確定しない場合も審査が行えず、同様に受講料を返金できません。
- ◆ 確認1 申請意思確認において、「申請しません。」を選択した場合であっても、以降の申請を妨げるものではありません。(認定されれば、申請月から支給可)
- ◆ 確認2 提出書類チェック④、⑥の原本は原則返却しませんが、返却を希望する場合は提出の際にお申し出願います。

学校使用欄	担 運 P 個 在 他	受理日
-------	-------------	-----

⑤・⑧ 貼付欄

⑤・⑧ 貼付欄

⑤・⑧ 貼付欄

茨城県立水戸南高等学校長 殿

令和 年 月 日

高等学校等就学支援金

(下の2つの口のうち、いずれかの口に✓印を付けてください。)

☒ 受給資格認定申請書(初回時)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書(2回目以降)

すでに受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の事項を必ず確認の上、両方の口に✓印を付けてください。)

☐ この申請書または届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ この申請書または届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役または100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」および「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな				
生徒の氏名	姓	名		
生徒の生年月日	西暦	年	月	日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村			
保護者等の電話番号	携帯	他		自宅会社
生徒が在学する学校の名称	茨城県立水戸南高等学校 通信制 普通科			

【1. 高等学校等の在学期間について】 過去に高等学校等に在学したことのある場合記入してください。

- ※ 次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業または修了した者
 - 高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を越えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 茨城県立水戸南高等学校	2023(R5)年 4 月 1 日 ~	学校の種類・課程・学科 高等学校・通信制・普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた在学期間	学校名 都道府県私立高等学校	年 月 日 ~ うち休学(支給停止)期間 年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科

～ 裏 面 も 記 入 し て く だ さ い ～

【2. 保護者等の収入の状況について】

◆課税証明書等と生活保護受給者提出用◆

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分(いずれかの□に✓印を付けてください。)

☒ 4月～6月(前年度の課税証明書等を添付)	☐ 7月～翌年6月(今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請または届出時点における保護者等の収入および添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑧までのいずれかの□に✓印を付けてください。)

(2)-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	☐ 親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	☐ 親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□に✓印を付けてください。) 親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、③から⑧までのいずれかの□に✓印を付けてください。
	ア ☐ 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課せられたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ ☐ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ ☐ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	☐ 未成年後見人____名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合または財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合はそのものを除きます。)
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「たる生計維持者」という)(両親等)2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	主たる生計維持者1名分(アからウまでのいずれかの□に✓印を付けてください。)
	ア ☐ 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割額を課せられたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ ☐ 主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割額を課されていない場合
ウ ☐ ・生徒が未成年だが、親権者または未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者または未成年後見人が存在しなかった場合	
⑥	☐ 生徒本人 ・親権者、未成年後見人または主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割額を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2)-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。	
⑦	☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	☐ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者または生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に存在しないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名および生徒との続柄(⑦または⑧に✓印を付けた場合は不要です。)

氏名しめい		氏名しめい	
ふりがな	氏名しめい	ふりがな	氏名しめい
生年月日		生年月日	
電話番号		電話番号	
2022年1月1日現在の課税地住所		2022年1月1日現在の課税地住所	

収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)または市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□に✓印を付けてください。)

☒ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
--